

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十九年十一月十日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十九年八月八日奈良県指令建第一〇〇一六二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十九年十月三十一日建第九〇四五号
公共施設に関する工事の検査済証 平成二十九年十月三十一日建第五三七四号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市今井町四丁目二二三番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和郡山市小泉町五四九番地一三 吉本小泉ビル四〇一号
株式会社Dear 代表取締役 岡山有貴

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 橿原市今井町四丁目二二三番一の一部
下水道 橿原市今井町四丁目二二三番一の一部
水路 橿原市今井町四丁目二二三番一の一部